

第1回身元保証に関する研究会 意見まとめ

カテゴリー		意見
鈴鹿市版の身元保証に関する取組における、終活情報の登録制度と支援を受けられない方への対応策について両輪で考えていくことの必要性	現場の課題	臨床の現場(病院)で働いている者として、いざ身元保証のない方が来たときにどうしようという問題が山積している。
		身元保証のない方の対応について、成年後見制度につなごうにも、認知症、精神障害などの疾病の診断がつかないと受けられないという問題が根本的にあり、また成年後見制度が受けられる方であっても時間がかかる。
		身元保証のない方の問題について誰が解決するかについても、お見合い状態になっており、誰が解決するのか決まらず、進んでいかない。
		支援を受けられない方が、本来ならば、介護施設で療養すべき方や地域で暮らせる方であっても、退院ができない、施設に入らざるを得ないといった問題が出てきている。
		場合によっては高齢者よりも、障がいのある方の方がお金のない場合が多く、そのために高齢者より困っている方も数多くいる。また、親が先に亡くなって、障がいのある子だけになってしまうような問題もたくさんあり、そのような場合には本当に手の打ちようがない。
		高齢者の方についても障がいのある方についても、民間の保証会社をお願いしようとして、資力がなく断られる場合もたくさんある。
		入院等へ行き着くまでのケアマネージャーの本来の業務外の部分の手間がなくなる。財政的に問題のない方であればよいが、身寄りがなく、頼る先がない方、権利擁護体制にもかからないような方について、入院時の荷物手配、その際のベットへの対応など、課題の部分は前回の研究会でも上がってきていると思うが、業務外の負担は依然減っていない。
		もしものことが突発的に起きたときに、ケアマネージャーがどのような支援の動きをしていったらいいのか。そのような場合は、とてもスピード感が必要であり、今決定しないといけなく、判断しないといけなくという事態になる。利用者がいれば、その数だけ起きてくる可能性がある中で、正直、不安を持って業務に当たっている部分もある。 また、暮らしサポートセンターのように様々なところに相談する窓口はあるのは分かっているが、相談しやすく答えを出すのは難しい。そこでケアマネージャーとしては1対利用者さんという形でつき合っている、どのように判断したらよいか困窮してしまい、結果的に困難な状況になってしまうということが日常的にあり、それがケースとして上がっていく。 また、鈴鹿市として身寄りのない方でも受け入れてくれる病院の話が、前回の話し合いに上がっていたと思うが、利用者によってはそこに搬送されるかどうかはわからない。
	両輪で考えていくことの必要性	現場が困っているという問題を積み上げてきたことからこの研究会はスタートしているので、まずその問題を解決していく視点を持つことが非常に重要だと思う。
		これまで、3年間研究会を行ってきた、社会福祉協議会としても最初から関わっている中で、ガイドラインを発出することや、行政の方のきちんとしたルールを通して事業を行うことには、すごく時間がかかるということ実感している。 しかし、現場は待たなしの状況である。研究会の開始から4年経っており、今からゆっくり取り組めるような問題ではないと思う。
		終活に関してはACPIについて、地域医療推進課すずらんを中心に進めていくというところも話し合いの中では出ていると思うので、そのことも関連して絶対にしていかなければいけない。社会福祉協議会としても連携して、絶対にしていかなければいけないと思っており、もっともっと前へ進んで行かないといけなく思っている。
		終活情報の登録制度について、終活に関して、自身の考えを醸成して備えていくというところは、とても大事なことで、決して否定しているわけではないが、いざ来たときにどうするかというところを並行して考えていかないと、終活情報の登録制度を決めて考えたのはよいが、はっきり言って活かしれるのかという問題があると思う。そのため、両方考えていかないといけない問題かなと思う。
		例えば病院に運ばれてきて意識不明の方の場合、終活情報登録制度により、様々な意思表示があったとしても、銀行の暗証番号がないと、お金が引き出せないという問題が出てくる。現場では、そのことに困っている。
		これらについては2本立てで考えると整理しやすいのかなと思う。 一つのフェーズは、支援はサポートという意味であるところ、平時から終活のことを考えていただき、意思決定支援については病院側や介護、福祉、もちろん行政も含めて市民の方のサポートをしていかなければならないと思う。 もう一つのフェーズはその意思決定を叶えるために、もしもの時の実際の対応手段を考えていかなければならないということだと思う。
		問題になりやすい方は、行政の取組に敏感で自分たちで対策できる方ではなく、そのようなことを一切考えず生活をされてきた中で、疾患が起きて運ばれてきた方だと思う。そして、そのような方の現場でのトラブルも実際多いかと思う。そのような現場の課題の解決を私たちは早急に関わりたい。

カテゴリー	意見
身元保証がない方の入院・入所に関するガイドラインに沿った運用がなされていない ※ガイドライン5ページの(1)アの部分には、判断能力が十分な場合の入院・入所の手続きについて、「身元保証人がいないことを理由に入院・入所を拒むことはできません。」と記載されている。	身元保証のない方が医療を受ける場面でも連帯保証人を求めるような事例も散見される。
	病院の退院にあっても、保証人がないと介護サービスが受けられない事例がある。
	身元保証のない方が身元保証会社で紹介されて、それが解決の手段になっている場合がある。そのため、利用者の財力だけに解決を求められているという状況がある。
	ガイドラインが出たことには、とても意義があると思う一方、現実的には、身元保証のないことを理由に拒む病院も、事業所施設もたくさんある。そのことについて、鈴鹿市としてはこう書いてありますよということを本当により多く周知していく必要がある。
ガイドラインの周知啓発状況と今後の周知啓発方法	経営層の理解のなさという課題があるので、ガイドラインをもとにして、経営層レベルでも考えていく必要があることを、この研究会を中心に啓発普及について考えていかなければいけない。
	地域包括ケアシステム運営委員会のところで、医師会をはじめ、中心となっている方々への啓発普及と課題の提起を病院部会としても行っていきたい。
	在宅医療システムの運営委員会の方で令和6年度3月にもこのガイドラインができたのだという話があったかと思う。
	すずらんからもベルディリンクにも上げていただいたが、見る人は見るがという状況だという気がしているので、周知が必要だと思う。
ガイドラインの捉え方	すずらんのホームページから、どれだけのケアマネージャーが見ているかはわからない。登録している方にはメールで配信してもらっていると思うが、ベルディリンクにガイドラインがのっていることすら知らない方もいるかもしれない。
	ガイドラインの捉え方について、資料には、内容について制度化された当たり前のことが書かれているだけで、受け入れ状況が変わるとは考えにくいと書かれており、否定的な意味にとれるが、いろいろな解釈の仕方があると思っている。 鈴鹿市としてガイドラインを策定し、鈴鹿市としての方針が明記されていることは、非常に意義深いことだと思っており、前向きにとらえたい。 ただし、制度化されたことだけではもはや限界がきており、特に身寄りがない方、希薄な方の医療介護福祉の受け方には、既存の制度だけでは対応できない課題が非常に大きいという前提に立って検討していく必要があると思う。 例えば、思いつきではあるが、資力の問題に関して、銀行口座の暗証番号を聞き、いざというときに関係機関にはそれを開示するというような大胆なものでなければ、問題の解決にならないと考える。ガイドラインの内容について少し大胆なくらいに踏み込んで考えていくと、ガイドラインが意義深いものになり、状況がきっと変わってくるのではないかと思う。
身寄りのない高齢者等の支援に関わる事業者について	銀行口座の暗証番号については個人情報の塊であり、財産的なものでもあるので、慎重な議論が必要だと思う。
	それぞれの事業所に対して問題解決の依頼が来たときに、事業所だけではどうしてもできないこともあるので、横の繋がりも必要だと思う。
	社会福祉協議会では、まずは1つのきっかけとして、この4つの事業者になんか集まってもらい、課題などの意見交換をしながら、こちらからお願いできることはどこまでかという、線引きの部分の確認も少しずつ進めていきたいと思っている。
	身寄りのない高齢者等の支援に関わる事業者については、どちらかというと緊急一時的に、動いていただける事業者になるので、していただけたところは使わせていただきながら取組みを行っていくのではないかと思う。
	このような事業者を利用できない方の問題や、また、身寄りのない高齢者等の支援に関わる事業者でできないこともあると思うので、そのような部分は整理していく必要があると思っている。

カテゴリー	意見	
病院部会からの現状報告	入院時・退院時に「保証人不在」で支障が多い。	
	社会的課題により入院が長期化→心身機能の低下、地域復帰が困難になる。	
	医療以外の支援(例:金銭管理、遺体引き取り、各種手続きなど)にMSWが個人対応している実態。	
総合的な支援パッケージ提供をチームで行うことについて	チーム体制には賛成だが、結局これを何のためにするのかというところを、しっかり押さえた上で、進めていく必要があるのではないかと思う。 何のためにするのかという部分としては、住民のためにというところが根本にあって、住民の方に身寄りがいない、または身寄りが希薄な状態でも、病気や障がいがあっても安心して暮らせるように、それをサポートするというところが前端的にあると思う。	
	チームですることに関してはよいが、何のためにするのかという根本の部分があまり話し合われていない状態で始めてしまうと、便利屋さんようになってしまう気がする。	
	チームとして行政とつながっていて、相談先などの情報提供をいただけると非常にありがたい。	
鈴鹿市版の終活情報登録制度の懸念点や課題	金銭面での懸念	金銭が払えない人は非常に多く、金銭の部分を民間の業者に委託して終わりということではなかなか難しいと思う。まして、この金銭が発生するという部分はMSWのような方が対応せざるをえなかった部分であり、金銭が発生するという部分が懸念のある部分である。 →もちろん市の方でも予算取りは必要になってくると思うが、今までは業務外のこととして動いてもらっていた部分を、支援事業という業務の中で動けるのであれば、市から労務に対する対価をお支払いするような形が必要になってくると思う。ただし、資力のない方と契約することになるので、当然、本人から市が、どれだけもらえるのかという話になってくる。市と本人それぞれの負担割合がどれくらいになるかは、まだ整理できていない。
		生活保護受給者の方について保護費からそのような費用を出してもよいのかという問題があると思う。
	現状の課題を解決することの重要性	支援内容のことを行政で決めて、どの部署に相談すればスピーディーにやってもらえるという相談先が見つかることは素晴らしいと思うが、実際問題それがなかなか手をこまねている状態で、業務の時間を多く使っているのが現状。 命に関わるような環境下で過ごしてみえる方もいるなかで、くらサボや長寿社会課に相談することもあるが、その日のうちにスピーディーに返事が欲しい場合もあり、土日祝日挟んで返事をもらってもその期間をケアマネージャーは動かないといけない立場である。 ケアマネージャーの現場でもシャドーワークの現状も変わっていない。 そのような問題は山積みになっていて、制度として作っていただくのはすごく助かるが、現状の部分を解消していくための策を作っていただきたいと思う。
		→相談先から色々なところにつなぐような仕組みをつくることで、少しでもケアマネさんの業務負担が軽減できればと思う。また、これまでも、色々な課題の解決に導かれたと思うが、そのような経験や解決方法を、集約し今後の参考にしていきたいと思うので、ご協力いただきたい。
		高齢者の方よりも障がい者の方に本当に身寄りがいない方が多い。また、金銭が本当にない方が多い。 仕組みづくりは仕組みづくりとして、非常に大切なことではあるが、日々業務に当たっていた方抱える問題を並行して解決していくことが重要だと思う。そして、日々の問題を解決していくことが、この制度設計に活かされていく部分が絶対にあると思うので、大きな制度作りの部分で進めていくことと並行して、これまでの研究会で集めてきた課題について、議論していくことが必要だと思う。
		地域包括支援センターの職員さんで総合事業とか、住民の方で相談があったとか、そのような何か案件がないのかとかそういうのを拾っていただくと、その地域包括ケアシステムという観点でいわゆる障害サービスを使う、その介護保険サービスを使うとか、病院にいらっしゃるときとかに、どういう問題が浮かび上がってくるだろうかっていう判断材料になると、より意義深くなると思う。
アンケートについて	令和9年からの介護保険事業計画と高齢者福祉計画の策定で多分今年度アンケートをとっていく時期に重なってくると思う。長寿社会課の方でも今からアンケート内容を考えていくだろうと思うので、そこにも反映してもらえると、計画にも載せていきやすいかなと思う。	
	居宅の方でも対応している人について、包括の方にもアンケートが回るのであれば、人数が重複する可能性があると思うがどうか。	
	→包括は直営分で考えている。お元気でも突然ということがあるので、データとして取れるところは取りたい。	

カテゴリー	意見
	ガイドラインを見ながら答えていく内容にした方が、ガイドラインを見てもらえるのではないかと思います。